

## 松江市ガス事業譲渡準備業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

本市のガス事業を譲渡するに当たり、その前提条件や課題の整理、財務、資産、法務、人事・労務面の論点整理、民間事業者の意向調査、募集要項案等の作成、松江市ガス事業譲渡先選定委員会（令和5年松江市条例第44号）に基づく「松江市ガス事業譲渡先選定委員会」をいう。以下同じ。）の運営支援、スケジュールの検討・調整をはじめ、譲渡先選定に至るまでの事業の業務全般に係る補助を受けることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

松江市ガス事業譲渡準備業務委託

#### (2) 業務内容

別添「松江市ガス事業譲渡準備業務委託仕様書」のとおりとする。

#### (3) 業務期間

本業務の委託期間は、契約締結の翌日（令和6年2月下旬予定）から令和7年3月31日までとする。

#### (4) 本業務の予算額（支払限度額）

59,417,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※見積額が、予算額（支払限度額）を上回った場合は失格とする。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 本市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。
- (8) 本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有し

た者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

#### 4 選定までのスケジュール（予定）

内 容	期 限 等
募集の開始	令和6年1月 9日（火）
質問書の提出期限	令和6年1月 23日（火）午後5時必着
質問に対する回答期限	令和6年1月 26日（金）
参加表明書類提出期限	令和6年1月 30日（火）午後5時必着
辞退届提出期限	令和6年2月 8日（木）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年2月 8日（木）午後5時必着
企画提案内容プレゼンテーション（※）	令和6年2月 16日（金）
選定結果通知・公表	令和6年2月 21日（水）
契約の締結	令和6年2月 28日（水）予定

※プロポーザル審査委員会において提案者ごとに企画提案内容の説明

#### 5 参加表明

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次の書類の電子データをPDF形式（CD等の媒体による。）で提出すること。ただし、（1）オ、キ、ク、ケについては、紙媒体1部ずつと電子データを提出すること。

※ 原本が紙の書類についてもスキャナー（300dpi）で電子化して添付すること。

##### （1）提出書類

ア 誓約書（様式1）

イ 参加表明書（様式2）

ウ 会社概要（様式3）

エ 業務実績報告書（様式4）

（ア）同種の業務（ガス事業案件又は各種民営化案件）実績（業務履行中を含む。）を記載すること。

（イ）客観的に実績が証明される書類（業務内容や契約期間等が記載された契約書の写し等）を添付すること。

オ 履歴事項全部証明書

カ 役員の名簿及び履歴書（任意様式：役職の名称、役員の氏名、ふりがな、住所、生年月日、性別を記載し、職歴が分かる程度のもの）

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（発行後3か月以内）

ク 市内に事業所がある場合、法人市民税、固定資産税の納税証明書（発行後3か月以内）

ケ 印鑑証明書（発行後3か月以内）

コ 支店等を代理人とする場合、委任状（任意様式）

（2）提出期限 令和6年1月30日（火）午後5時必着

（3）提出方法

「10 問い合わせ先及び提出先」に持参又は郵送（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）とする。

(4) その他

参加表明提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を令和6年2月8日（木）午後5時までに、電子メールにより提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

様式を指定しているものは指定した様式に従うこと。

ア 参加申込書兼誓約書（様式6）

イ 企画提案書（様式任意）

自由提案とするが、次の事項について一般論ではなく本業務に関する提案をすること。

- ・同種の業務の実績（ガス事業案件または各種民営化案件）
- ・ガス業界の動向、本市ガス事業の現状及び「松江市ガス事業民営化基本方針」等を踏まえた本業務への取組方針
- ・実施体制（特に財務アドバイス、法務アドバイス 等）
- ・サウンディング調査の実施方法・内容
- ・業務実施スケジュール
- ・各種デューデリジェンスの実施方法・内容
- ・事業者選定の実施方法・内容
- ・本業務の終了後、事業者が選定されている場合に、予算の成立後別途発注する、以下の業務（以下、「後続業務」という。）の実施実績、実施体制、実施方法、参考見積額等。  
（後続業務については、予算成立後に別途発注するものであり、実施を確定するものではない。また、業務内容も変更する可能性がある。）
- 基本協定、契約書の作成及び契約協議における法的な検討支援  
（市と優先交渉権者との契約締結及び運営開始に向けた協議等の支援、基本協定書及び事業譲渡契約書の作成支援）
- 事業の引継ぎ等に係る支援  
（協定書等に基づいた移行業務に関する助言及び支援、事業譲渡契約書に基づく売主側の義務への対応支援、事業譲渡契約に関連する補足文書及び事業譲渡に伴う法務書類の作成支援）
- ・その他、本業務仕様書の「4 委託業務内容」の各項目

ウ 配置スタッフ調書（様式7）

本業務を受託した場合の配置スタッフについて、専任・兼任の別、役割及び経歴・実績等を記載すること。

エ 協力会社等の概要（様式8）

本業務に関して社外に協力を求める場合に提出すること。

オ 見積書（様式9）

（※2（4）の予算額を上回らないこと。）

カ 見積書の内訳書（様式任意）

（2）提出形式

データ一式をPDF形式（CD等の媒体による。）で提出すること。

（3）提出方法

「10 問い合わせ先及び提出先」に持参又は郵送（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）とする。

（4）提出期限

令和6年2月8日（木）午後5時（必着）

## 7 質疑応答

（1）質問書の提出

本プロポーザルに対する質問がある場合は、次により提出すること。

ア 受付期間

令和6年1月9日（火）から1月23日（火）午後5時までとする。

イ 提出方法

質問書（様式10）により、電子メールで提出すること。

ウ 提出先

松江市 総務部 組織戦略課

E-mail : gyokaku@city.matsue.lg.jp

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年1月26日（金）午後5時までに松江市役所のホームページ上で公表する。

## 8 選定方法及び評価基準

（1）選定方法

庁内にプロポーザル審査委員会を設置して、（2）の評価基準に基づいて企画提案書等を審査し、評価点の最も高い者を最優秀提案者（契約予定者）とする。

なお、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額が最も低い者を最優秀提案者とする。

※全員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

※全員の評価点の合計が満点の6割以上の場合でも、1人以上の委員の評価点が満点の6割に満たない場合は、最優秀提案者として選定するかどうかプロポーザル審査委員会で協議して決定する。

※見積額が、2（4）の予算額を上回った場合は失格とする。

## (2) 評価基準

審査における審査項目、評価基準及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
同種の業務の実績	ガス事業民営化案件または各種民営化案件の業務を行った実績があり、本業務を円滑に遂行可能と判断できるか。	20
業務に関する理解度	ガス業界の動向（カーボンニュートラル化等）を理解するとともに、本市ガス事業の現状及び「松江市ガス事業民営化基本方針」を踏まえた提案内容となっているか。	5
業務の実施体制	担当者の人数、配置状況から打ち合わせや問い合わせに迅速に対応でき、円滑な業務遂行が可能な体制が確保されているか。	10
サウンディング調査の実施方法・内容	募集要項の精査のため、また民間事業者からの積極的な参画を求めるための情報提供及び意見交換について、円滑かつ適切に実施可能な手法が提案されているか。	20
各種デューデリジェンスの実施方法・内容	財務、法務、人事・労務面で譲渡先企業に提示する基本的な条件検討・論点整理を行うにあたり、実施手法、成果イメージ（検討の精度）及び（発注者・受注者双方の）具体的な作業工程が示されており、スケジュールとのバランスがとれているか。	10
事業者選定の実施方法・内容	事業者選定プロセス及び支援内容、戦略的対話の実施方法等、円滑かつ適切に実施可能な手法が提案されているか。	10
後続業務の実施実績、実施体制、実施方法、参考見積額	契約書類作成及び事業引継ぎにあたっての留意事項等が整理されており、対応策及び実施体制等が提案されているとともに、本業務を円滑に遂行可能と判断できる同種の業務の実績、参考見積額が示されているか。	5
その他提案	上記業務のほか、松江市ガス事業譲渡先選定委員会の運営支援等、全体を通じて業務の円滑かつ確実な遂行のための工夫・提案が見られるか。	5
提案スケジュール	委託期間中の事業譲渡先選定完了を前提とし、工程が具体的で、実現可能なスケジュールが組まれているか。	5
見積額		10

※見積額が、2（4）の予算額を上回った場合は失格とする。

## (3) 選定結果通知

審査終了後、速やかに選定結果を提案者全員に通知するとともに、松江市役所のホームページ上で、次の項目を公表する。

- ・ 契約予定者名及び所在地
- ・ 参加団体名
- ・ プロポーザル審査委員会における各参加団体の評価点数（審査項目ごとの配点及び評価点数を含む。）

## 9 留意事項

- (1) 企画提案書等の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で本業務の事業者選定以外の目的では使用しない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合、本業務への参加資格を無効とする。

ア 提出された企画提案書等に虚偽の記載がある場合

イ 見積額が2(4)の予算額を超える場合

## 10 問い合わせ先及び提出先

松江市 総務部 組織戦略課

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 松江市役所 西棟 4 階

TEL : 0852-55-5193

E-mail : [gyoukaku@city.matsue.lg.jp](mailto:gyoukaku@city.matsue.lg.jp)